

# 主な年間行事予定

4

- 始業式
- 入学式
- たけのこほり

5

- 個人懇談
- 新入生歓迎会
- 現場実習

6

- 学校説明会
- えのほんひろば
- 高等部進路相談

7

- 七夕まつり
- 1学期終業式

8

- 2学期始業式

9

- 前期末懇談
- 小・中学部宿泊学習
- ふれあい・心のステーション

10

- 小・中・高 修学旅行

11

- 学校祭 ☆Muko-Fes☆
- 高等部進路相談

12

- 中学部冬の祭典
- ほっこりんく(販売)
- 2学期終業式

1

- 3学期始業式
- 現場実習

2

- 入学説明会
- 高等部入学者選考
- 卒業生を送る会
- 高等部年度末懇談

3

- ピアノコンサート
- 卒業証書授与式
- 小・中学部年度末懇談
- 修了式



子どもも、私も、成長できる学校



地域社会との連携協働による教育活動の積極的展開による地域におけるインクルーシブ教育の推進及び共生社会の形成への積極的な貢献

学習指導要領の趣旨を踏まえ、多様な児童生徒に自分らしい社会貢献を実現する力を育むことを目指した授業改善、教育課程改善の推進

一人一人の教職員が、常に新しい価値観・取組で澁刺、颯爽と子ども達のために働く学校経営の推進

「新校舎へ学びの場を移す”R9”（令和9年度）に新たな教育を創造するために全教職員の総力を結集して取り組む令和6年度から令和8年度までの3年間のプランです（2年目）。

## 進路指導について

進路指導は、卒業後の新しい生活の場や就労の場へのスムーズな移行を目指して行っています。本校では以下の5点を進路指導の基本としています。

①卒業後たくましく生きていくために必要な力や、自分の希望を大切にしながら進路を見つける力を、生活単元学習や作業学習等、日常の教育活動の中で身に付けます。

②在学中に企業や福祉施設での実習を行い、卒業後の生活や労働への見通しをもたせ、本人・保護者等が進路を考える機会とします。

③実習先や卒業後の進路先に対しては、学校での学習内容やその生徒の障害や生活の実態、必要な支援内容を丁寧に伝え、移行がスムーズに行えるように連携を深めます。

④進路指導を進めるにあたり、保護者等とのきめ細かい連携を大切にします。

⑤必要に応じて卒業後の援助、相談活動（アフターケア）を行い、身に付けてきた力がより発揮でき、その人らしい生活を営むために関係諸機関と連携します。



卒業生（18名）	事業所	人数（居住地）
生活介護（5名）	A	1名（向日市）
	B	1名（長岡京市）
	C	1名（向日市）
	D	1名（向日市）
	E	1名（長岡京市）
就労継続B型（4名）	F	1名（長岡京市）
	G	2名（長岡京市、向日市）
	H	1名（長岡京市）
自立訓練（2名）	I	2名（長岡京市、大山崎町）
就労継続A型（1名）	J	1名（大山崎町）
職業訓練校（1名）	K	1名（長岡京市）
企業就労（5名）	L	1名（向日市）
	M	1名（向日市）
	N	1名（長岡京市）
	O	1名（長岡京市）
	P	1名（京都市）

令和6年度卒業生の進路

## 向日が丘相談・支援センター

一特別支援教育に関するお困りごと、お悩み、一緒に考えましょう！

**教育相談** 障害や発達等、気になる子ども達の家庭や園（所）・学校での生活・学習等の教育相談を行います。

- ・授業づくりや環境の在り方の相談
- ・教材、教具に関する相談
- ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成、活用に関する相談
- ・校内支援会議、関係者会議等への参加
- ・指導、支援のためのアセスメント 等

**研修支援** 本センター主催研修会の他、園（所）・学校、関係機関等で実施する特別支援教育に関する研修会・学習会等のコーディネートをを行います。

**相談対象** 乙訓地域在住の就学前～中学校卒業までの方・以下の対象府立高等学校に在籍の方  
山城高等学校 嵯峨野高等学校 北嵯峨高等学校 桂高等学校 洛西高等学校 向陽高等学校 乙訓高等学校 西乙訓高等学校

お問合せ 075-951-8361（相談・支援センター担当者まで）  
メール muko-soudan@kyoto-be.ne.jp



## テーマ1 各教科等の見方・考え方



「深い学び」を支える、各教科等の見方・考え方  
習得・活用・探究

学習標準プランの活用と充実

教科等の学習と社会をつなぐ

R6は研究スタイルを大きく変更し、対話を重視したスタイルで、授業改善研究に教員が主体的に参加することを促進しました。

今後は、児童生徒がやりたくてたまらなくなる授業、学びと生活がつながる授業を実現するため、教員は引き続き対話重視の研修で互いの考えを引き出し合い、学び合うことに取り組みます。

またR4-6の授業改善研究で取り組んできた学習標準プランについて、R7は担任が児童生徒の実態に合わせてアレンジできるものとして完成させます。

To Do

- 各教科等の見方・考え方を働かせた授業実践交流
- 担任が児童生徒の実態に合わせてアレンジできる学習標準プランの完成

## テーマ2 共生社会の担い手



交流及び共同学習、地域社会との協働の発展  
自分らしい社会貢献

目指す地点と目標をもって学ぶ高等部コース制

ダイバーシティによる進路実現

本校では、仮移転を機にこれまで以上に交流及び共同学習にも力を入れてきました。特に長法寺小との交流及び共同学習は、インクルーシブ教育の視点に基づき充実・発展させてきており、自然な関係を目指し、特別な交流から日常的な交流に取り組んできています。今後は、R9の新校舎移転、長岡京市共生型福祉施設との連携も見据えて、「共生社会の担い手となる児童生徒」「ダイバーシティによる進路実現」等について取り組み、教育・福祉関係者や行政等関係機関にも発信していきます。

To Do

- 地域社会と連携協働した授業の発展継続
- 長法寺小との交流から他校にも広がるインクルーシブな学校運営
- 長岡京市共生型福祉施設とのプレ連携

## テーマ3 Creativity



教員のMind Change  
子どもの潜在能力を信じる

子どものCreativityの扉が開く授業づくり

「引き出す」教育

私たちはこれまでのものの見方や思考パターン、教え方を意識してみよう（Mind Change）、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す教師をめざします。そのために教え込む教育から引き出す教育を実践します。「おしえない授業」は「学び方を教える授業」です。ICT教育・ICT活用についても、「デジタルか、アナログか」という二項対立を超えた融合を考え、「デジタルでリアルな学びを支える」という視点等で、全ての児童生徒が多様で豊かな可能性を開花できるような授業を実践します。

To Do

- Mind Change体験研修
- 子どものCreativityの扉が開く授業実践交流
- 「おしえない」授業実践

## テーマ4 自立活動の充実



学習上・生活上の困難を克服  
各教科等において育まれる資質・能力を支える役割

できることにも着目 ダイバーシティの考え方

自立活動の時間における指導の充実

特別支援学校の専門性の中核ともいえる自立活動について、R6から全ての教育課程に設定した「時間における指導」の充実に取り組み始めています。R6は、個別の指導計画の根拠となる「流れ図」（実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ）についての基本を学び直し、対話しながらチームで作成を始めています。今後さらに、自立活動の六区分の「窓」を通して、実態把握を多面的に行い、ウェルビーイング向上の基盤の視点から、主体的に自己の力を発揮し、よりよく生きていこうとする児童生徒を育てます。

To Do

- 個別の指導計画に基づく指導（各教科等と自立活動の違い/ディスカッションによる流れ図作成の継続）
- 「時間における指導」実践交流
- 教員全員の専門性向上研修

## デジタル × 向日が丘支援学校

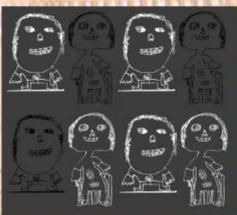
デジタル（Digital Interactive Rehabilitation System）は、センサーとデジタルツールを使ったインタラクティブなコンテンツで全国の特別支援学校で取り組まれており、今年度より本校でも導入をいたしました。デジタルを活用することで、子どもの「ワクワクする」「もっとやってみたい」「挑戦したい」「できた」を促し、主体性を育む授業を展開していきます。



「デジタル」は、株式会社デジタルが開発している障害児者向けデジタルリハビリツールです。「デジタル」はDigital Interactive Rehabilitation Systemを意味する、センサーによって起きるインタラクションを活用した、新しいリハビリツールです。

## Muko-Font & Muko-Pattern

子ども達が、日常生活の中で何気なく描く文字やイラストはCreativityにあふれています。本校では、それらをデジタルに取り込みデザインにするインクルーシブプロジェクトを行っています。ホームページや職員の名刺、地域への掲示物、製品等々地域社会とのつながりを子どもたちのCreativityで彩っていきます。



## 向日が丘支援学校はこんな学校です

特別支援学校は障害のある子ども達に、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を教え育むことを目的とする学校です。本校が対象とする障害は「知的障害」「肢体不自由」です。特別支援学校の対象とする障害の程度（学校教育法施行令第22条の3に規定）を満たしていれば、入学の対象となります。加えて、本校に魅力を感じ、本校で頑張りたいと思う児童生徒の皆さんを歓迎します。

多様な子ども達一人一人の卒業後の自立の姿、幸せな人生を考えながら、「個別の指導計画」を作成し、可能性を最大に伸ばすように指導を行っています。そして、共生社会を形成する一員としてたくましく前向きに生きようとする児童生徒を育てます。